

給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出について

企業団では、給水装置工事主任技術者の選任・解任届出の受付を常に行っています。指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任又は解任したときは、遅滞なく（30日以内）、別記載の記入例を参考に下記の書類を提出してください。

◎ 給水装置工事主任技術者の選任に必要な書類

- ① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 **(様式第6号)**
- ② 給水装置工事主任技術者の免状（企業団で写しをとります。）
- ③ 給水装置工事主任技術者の顔写真1枚（24 mm×30 mm）

◎ 給水装置工事主任技術者の解任に必要な書類

- ① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 **(様式第6号)**

注意事項

- ・届出書類は、原則、持参となりますので、事前に担当者の在席を確認してください。
- ・届出書等に関する問い合わせ先 給水課給水係 ☎0225-95-6711

(表1) 提出書類一覧

(表中の○印が提出書類)

提出の書類		届出の種類	指定事項変更届出書(様式第4号)	誓約書(様式第2号)	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	定款の写し(直近のもの)	住民票(個人番号の記載のないもの)	身分又は身元証明書(行政で発行のもの)	廃止・休止・再開届出書(様式第5号)	指定給水装置工事事業者証	主任技術者選任・解任届出書(様式第6号)	主任技術者証の写し	提出期限等
指定 事項 の 変 更 等	法人	○	○	○	○					○			注) 1 変更のあった日 から 30 日以内
	個人	○				○				○			
	法人	○		○	○					○			
	個人	○				○				○			
	法人	○	○	○	○					○			
	法人	○						○					
	個人	○								○			
									○	○			
								○				再開の日から 10 日以内	
主任技術者の選任・解任											○	○	注) 2 遅延なく 注) 3

注) 1 変更の日からであり、登記の日ではありません。

注) 2 給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内。
届け出を 30 日以内にしないときは、処分の対象になります。

注) 3 選任時には、証明写真(24×30mm 位)を添付し、主任技術者証の原本を持参してください。